

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は感染力の強い病気です。そのため、学校保健安全法施行規則第19条により出席停止期間が定められています。感染の診断を受けた場合は、十分に療養し、回復してから登校するようお願いします。また、登校にあたっては、保護者の方が療養経過等を記入し、学校へ提出してください。

診断された際の対応・手順

- (1) 受診時、医師に医師記入欄の必要事項を記入してもらう
- (2) 速やかに学校に感染の報告
- (3) 検温を定期的に行い、体温等の情報を「熱型表」に記録
- (4) 回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、この紙を持って登校し、学校に提出

インフルエンザの出席停止期間の基準 (学校保健安全法施行規則第19条)

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

- ※「発症した後5日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日を経過した日となります。
- ※「解熱した後2日」とは、解熱した日を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて2日を経過した日となります。

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準 (学校保健安全法施行規則第19条)

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

- ※「発症した後5日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日を経過した日となります。
- ※「症状が軽快した後1日」とは軽快した日から2日目が出席可能日となります。
- ※軽快とは解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にあることです。
- ※発症から10日はマスクの着用が推奨されます。

医師記入

発症日・診断日	受診状況	診断結果（いずれかに○）
発症日： 年 月 日 ()	医療機関名：	インフルA型・B型・型不明
診断日： 年 月 日 ()	医 師 名：	新型コロナウイルス

保護者記入

学校長様

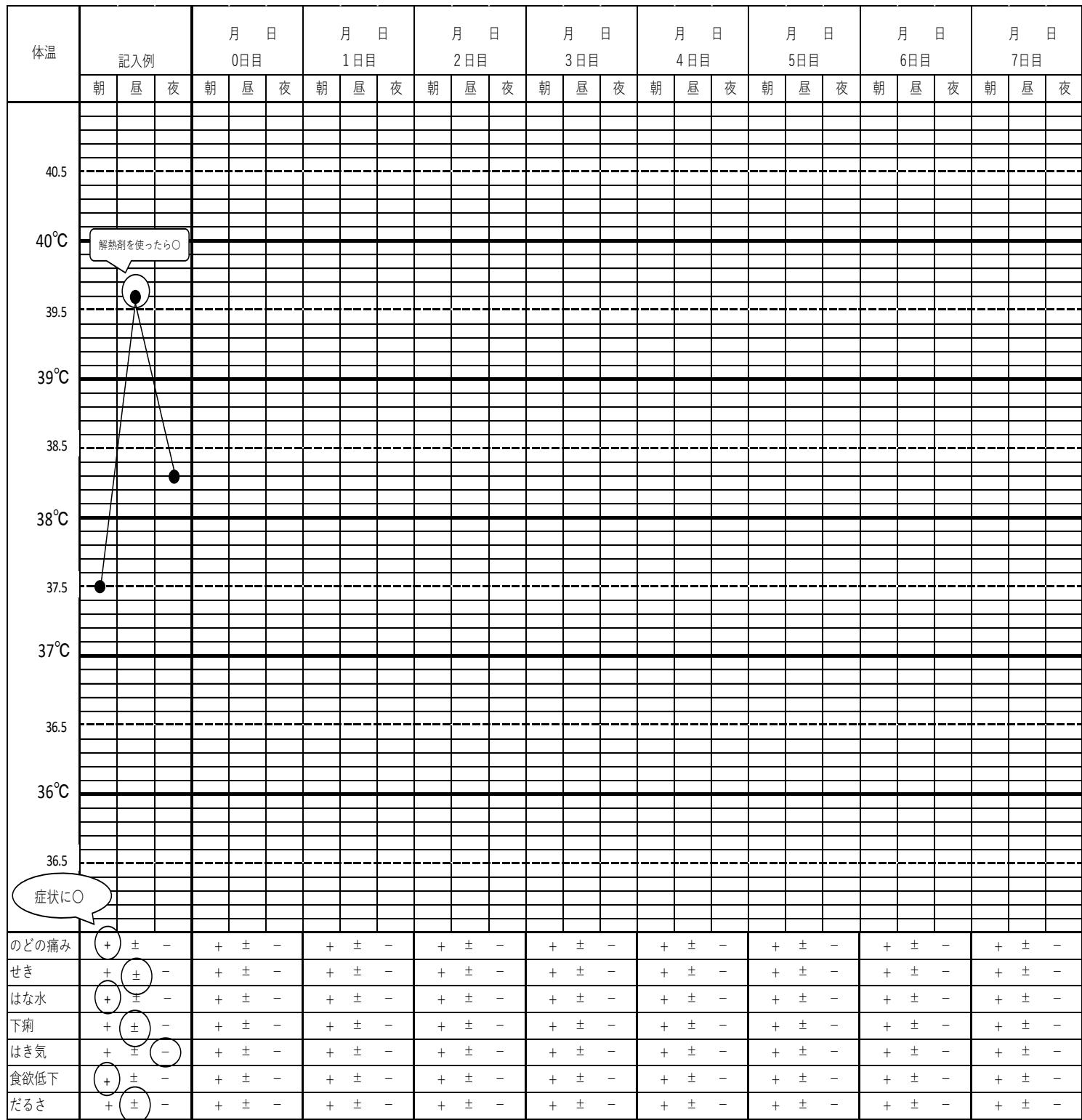
上記の診断を受け、療養したところ症状が軽快し、出席停止期間の基準をすべて満たす状態に回復しました。よって、年 月 日より登校します。

年 組 児童・生徒氏名

保護者氏名

裏面に続く

熱型表を記入してください（保護者記入）。



※ 解熱剤はつらいときのみ使用してください (+ : つよい、 ± : よわい、 - : なし)

※ 熱が下がってもしばらくは体温を測定して記入してください (熱は午後から上がる可能性があります)

学校記入 本児童・生徒について上記基準を満たしたため出席停止を解除します。 教職員署名 :

◎記載方法等不明な点がございましたら、西東京市教育委員会までお問い合わせください。
西東京市教育委員会学務課保健給食係 042-420-2825